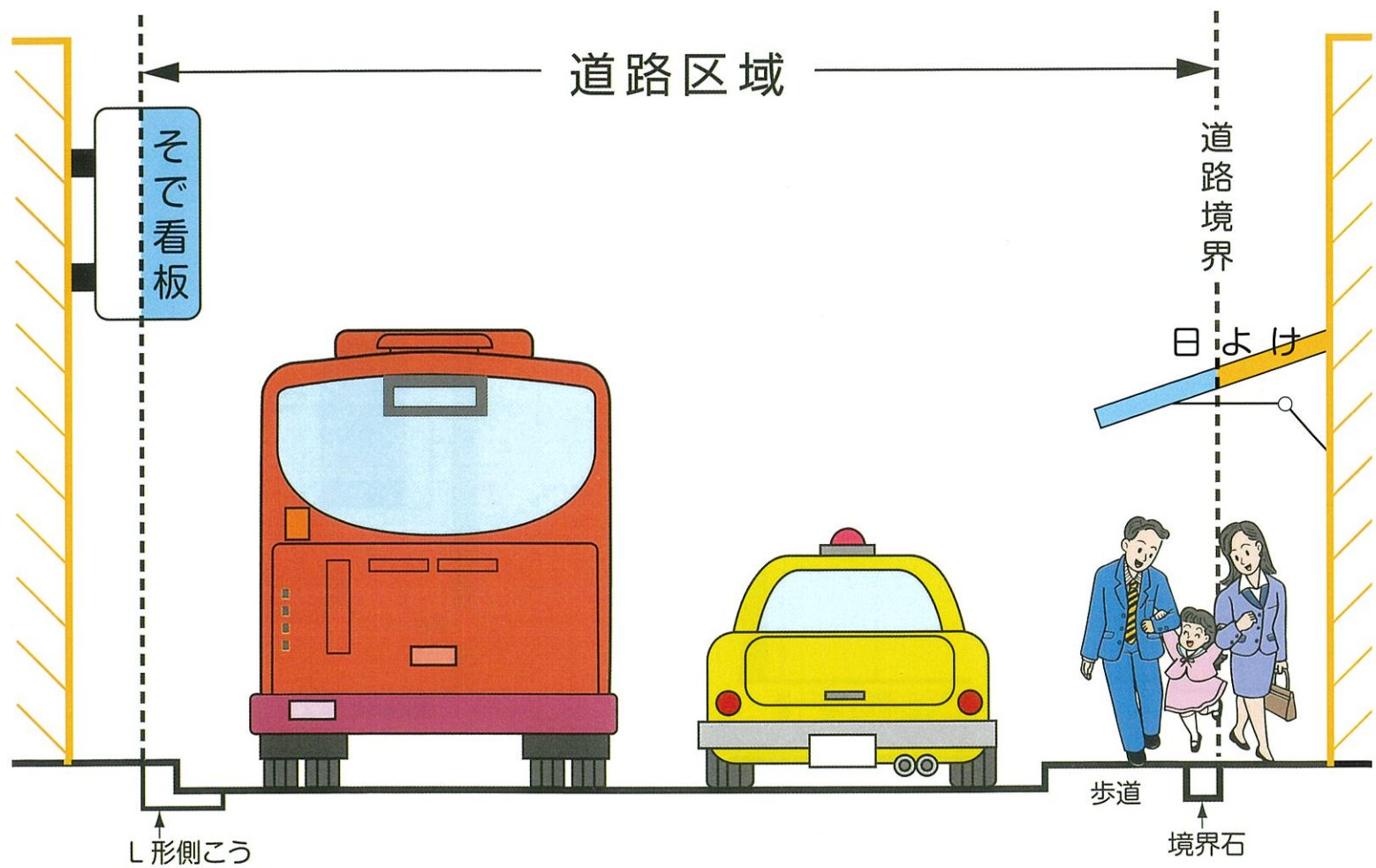


突出看板等の 道路占用のてびき

上空であっても道路を占有する場合、
道路の占有許可と占有料が必要です。



住み良い道路空間を
創るために

道路は、皆さんの共通の大切な財産です。この財産は、言うまでもなく公平に使われなければなりません。

そこで、道路法では道路の上空であってもそこへ突き出して設置する看板・日除けなどは道路占有許可申請を行ない、許可を受けるように定めています。これを道路の占有とよびます。

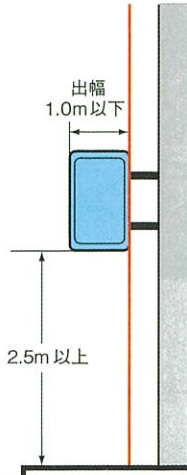
1

道路占用物件の許可基準は

●許可を受けられる物件 他に、旗竿、投光器、工所用施設など

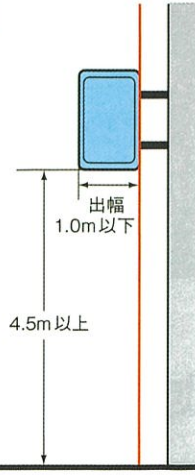
そで看板

歩道



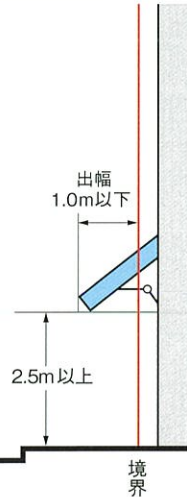
(屋外広告許可申請を合わせてする場合は3.5m以上ただし、出幅が0.5m以下の場合は2.5m以上)

車道

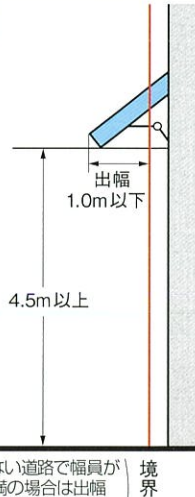


日除け

歩道



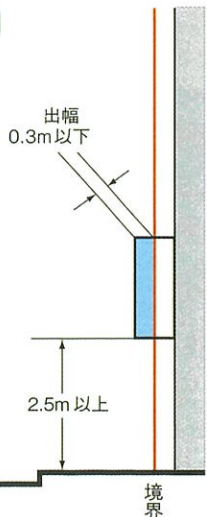
車道



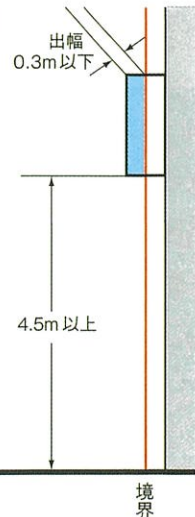
(歩道がない道路で幅員が8m未満の場合は出幅0.5m以下)

壁面看板

歩道



車道



●道路の占用料はこうして計算します

看板の占用料は、次のように表示面積で計算します。

【そで看板の表示面積】

出幅 (m) × 延長 (m) × 1.5 (裏面は、5割減額) = 表示面積

* そで看板の表示面全てが道路境界を超えている場合
出幅は横幅で計算します。

【1年間のそで看板占用料】

そで看板の占用料単価 × 表示面積 (小数点以下切上げ)

【1年間のそで看板占用料単価】

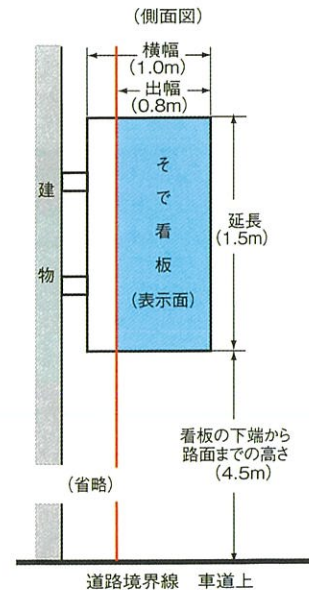
1㎡当たり8,290円 (表示面積が2㎡を超えるそで看板)

【表示面積2㎡以下の1年間のそで看板占用料】

(1) 表示面積が1㎡を超えて、2㎡以下は、一律13,820円

(2) 表示面積が1㎡以下のそで看板は、占用料免除
免除であっても、道路占用申請手続きは必要です。

●そで看板姿図 (参考)



●占用の期間

道路占用許可申請書の占用の期間は、令和8年3月31日までです。

期間満了期日は、更新手続きを一齐に行うため令和8年3月31日以降3年毎になります。

●許可を受けられない物件

置看板、自動販売機、エアコン室外機、商品置場、
広告・看板などの支柱、ひさし、軒。

許可できる物件で許可基準に満たない物件。

* 許可なく歩道や車道を営利目的または個人的に
利用する事はできません。

2 申請の手続きについて

●申請の方法

- 1 占用許可申請書を中央区の窓口へ提出し審査を受けてください。
申請は看板1基につき正副の申請書を作成してください。
- 2 所轄の警察署に道路使用許可申請書を提出するとともに占用の協議を受けてください。
- 3 中央区の窓口で納入通知書を受け取り、占用料を納入の後、許可書をお受け取りください。
都道は東京都建設局第一建設事務所、国道は国道事務所に申請してください。

●申請書の書き方について（例）

第一号様式(第2条 第19条関係)

道路占用 **許可申請** 書

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

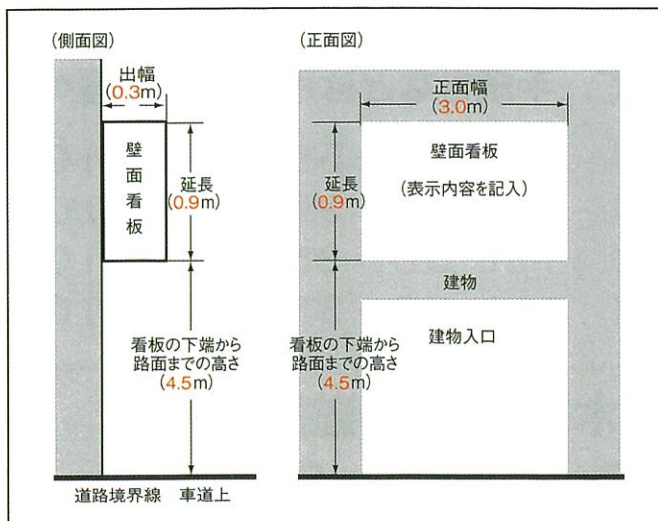
〒104-0045
住 所 中央区築地1-1-1
氏 名 株式会社 中央
代表取締役 中央 太郎
担当者 担当 総務課 土木 太郎
TEL 3546-5417

(宛先) 中央区長

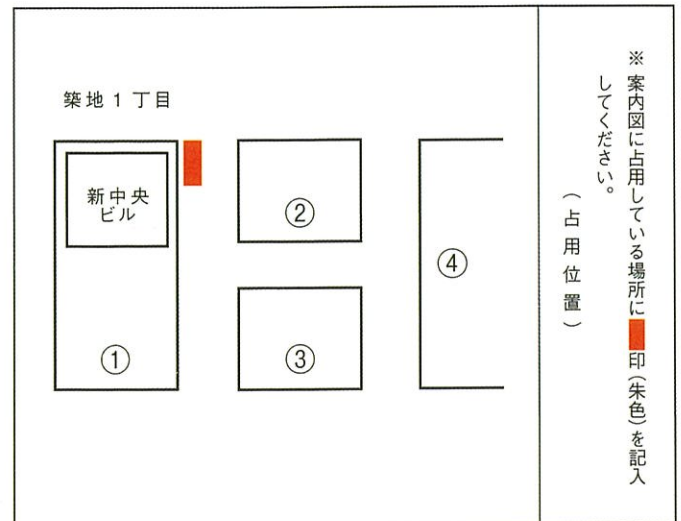
道路法 **第32条** 規定により **許可を申請** します
第35条 協 議

占用の目的	新 中 央 ビル 工事		
占用の場所	路線名	特別区道中 第 号線	車道・ 歩道 ・その他
	場所	中央区 築地 1 丁目 1 番 1 号	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	そで看板	出幅 延長 0.8 m 1.5 m	面積 1.8 m ²
占用の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和 8 年 3 月 31 日まで 間	占用物件 の 構 造	別添のとおり。
工事の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 3日間	工 事 実 施 の 方 法	(足場等の占用の場合は記載不要)
道路の 復旧方法	道路管理者の指示による。	添付書類	そで看板姿図・案内図
備 考			

●壁面看板姿図（参考）



●案内図



3 道路占用許可更新の手続きについて

● 占用許可期間は 3 年間です

道路占用の許可期間は 3 年以内です。期間満了前に継続申請書を送付いたします。申請書に必要事項を記入し、返送ください。

これで更新の申請手続きは完了です。★警察署への届出が別途必要です。

● 初回の占用許可期間について

更新手続きは全許可物件について一斉に行うため、期間満了期日は令和 8 年 3 月 31 日以降 3 年毎となっています。

4 道路占用料の納入について

● 占用料の納入は各年度毎（1 年分）です

初回を除き、4 月中旬頃に納入通知書を送付いたします。お近くの特別区指定金融機関にて占用料をお支払いください。

5 屋外広告物許可申請について

設置する看板の大きさが、敷地内を含め 10 m²を超える（一般には、両面の面積の合計）場合は、別に屋外広告物の届出が必要になります。

詳しくは、下記 ■ 問い合わせ先 の屋外広告物担当までご連絡ください。

6 道路使用許可申請について

中央区に占用の申請をする場合、所轄の警察署に道路使用許可申請することも必要になります。

道路使用許可申請について、手続きなどは所轄の警察署へ

中央警察署	TEL 03-5651-0110
久松警察署	TEL 03-3661-0110
築地警察署	TEL 03-3543-0110
月島警察署	TEL 03-3534-0110

■ 問い合わせ先

中央区環境土木部管理調整課 占用係
TEL. 3546-5417~8